各都道府県知事 殿

厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部長 (公印省略)

「サービス管理責任者研修事業の実施について」等の一部改正について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)の施行に伴い、関係通知を下記のとおり改正しますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 「サービス管理責任者研修事業の実施について」 (平成 18 年 8 月 30 日障発第 0830004 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の一部改正について 別紙1のとおり改正する。
- 2 「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の一部改正について 別紙 2 のとおり改正する。
- 3 「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成19年1月26日障発第0126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の一部改正について

別紙3のとおり改正する。

4 「就労継続支援A型事業における利用者負担減免事業実施要綱について」(平成 19年7月31日障発第0731001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) の一部改正について

別紙4のとおり改正する。

5 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サー

ビスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修の うち「厚生労働大臣が認める研修」の協議方法等について」(平成 22 年 5 月 10 日障発 0510 第 5 号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知)の一部改正につ いて

別紙5のとおり改正する。

6 「障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」 (平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 32 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) の一部 改正について

別紙6のとおり改正する。